

令和元年度指定地域密着型サービス事業者集団指導資料 共通編

1 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、介護保険最新情報及び厚生労働省ホームページ(介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)を参照し、適切な予防及び感染の拡大防止に努めてください。

新型コロナウイルスに限らず、事業所内において感染症等が発生した場合は、市高齢者支援課及び周南健康福祉センター(保健所)に報告をしてください。高齢者支援課に対する報告は、事故報告書の書式を使用してください。

2 他市町村の住民が本市の地域密着型サービスを利用することについて

<注意点1>

【下図参照】

地域密着型サービスは、原則として、事業所が所在する市町村の被保険者が利用するものです。

他市町村の被保険者(甲)の受け入れについては、

- 1 甲について、やむを得ない理由がある
- 2 当該他市町村(A)の指定を受けている

の要件(概略)を満たしている場合にのみ利用できます。

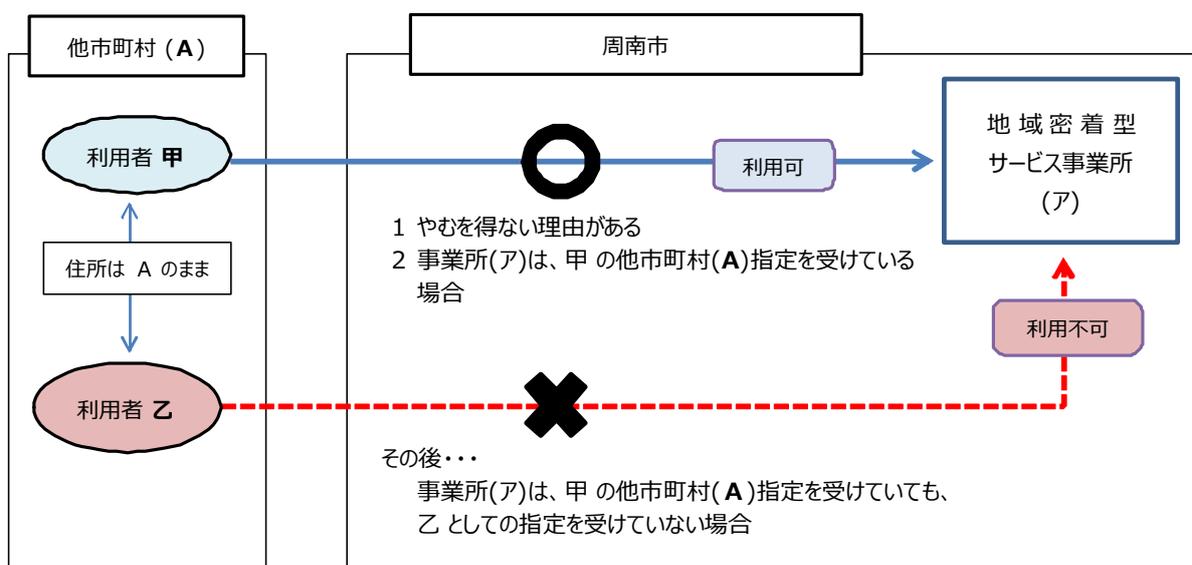
よって、他市町村の利用者の受け入れの場合は注意が必要です。

これは、サービス提供事業所を含め、**居宅介護支援事業所も**留意してください。

<注意点2>

上記の他市町村(A)の指定は、利用者(甲)に限ります。

この指定では、他市町村(A)の別の利用者(乙)は利用できません。



・別添「他市町村の被保険者に係る本市の地域密着型サービス事業所利用について」参照

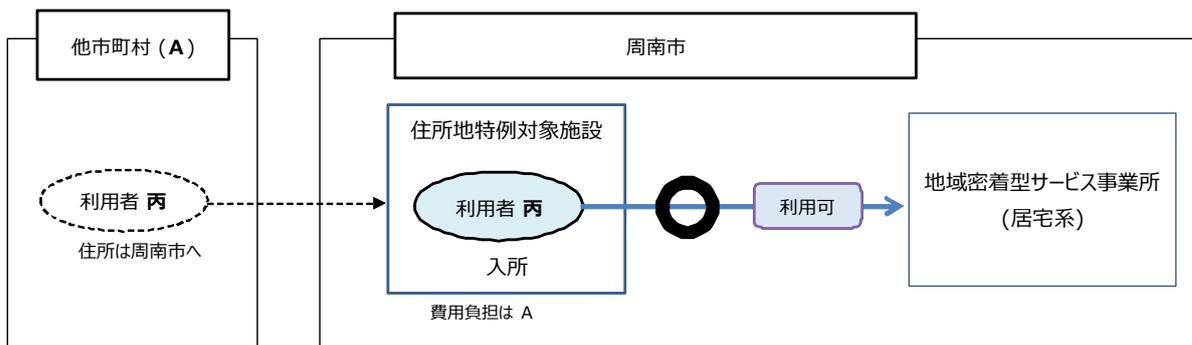
3 住所地特例適用者が本市の地域密着型サービスを利用することについて

【下図参照】

住所地特例の制度とは、住所を居住する市町村(周南市)に移しますが、費用負担は元の他市町村(A)のままとなるものです。

この住所地特例適用者(丙)は、居住する市町村(周南市)の居宅系の地域密着型サービスを利用することができます。

前「2」との仕組みの違いを再度確認してください。



・別添「住所地特例事業所の制度について」参照

4 山口県福祉人材センターによる助成事業について

山口県社会福祉協議会の内部組織である「福祉人材センター」は、福祉人材に係る職業紹介所として貸付・助成事業を行っています。

貸付・助成事業の主な内容は次のとおりです。参考としてください。(詳細はホームページで確認してください。)

介護人材再就職準備金貸付 (http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/scholarship/) 介護職員等として1年以上の実務経験がある有資格者に対し、介護職員等として山口県内の介護保険サービス事業所等に再就職するための準備金を貸し付け。
福祉マンパワー事業 (http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/support/) ・人材養成事業 資格取得や自己啓発等のために必要な研修費の助成(本人への助成)。 助成対象経費は研修受講料等、旅費及び宿泊費。 ・魅力ある福祉職場モデル事業 魅力ある職場づくりを行うための助成。 助成対象経費は費環境整備などの工事費、修繕料等。 ・人材養成研修支援事業 職場内研修費(外部講師の謝金、旅費等)の助成。
介護職員初任者研修事業・生活援助従事者研修支援事業(受講料等の助成) (http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/novice/)

5 従業員の人事異動に伴う加算要件の確認について

《実地指導指摘事項》

事業所内または事業所間で人事異動を行った際には、人員基準における資格等の要件のみでなく、算定している各加算における人員配置要件等を引き続き満たしているか確認してください。

人事異動の結果、加算の人員配置要件を満たさなくなった場合は、当該加算は算定できません。

6 令和2年度の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」の提出が必要です。

令和2年度の提出期限は、令和2年4月15日(水)です。

- ・当加算の詳しい説明・様式等は周南市ホームページ
(<https://www.city.shunan.lg.jp/site/chiikimicchaku-service/3573.html>)を参照

《実地指導指摘事項》

- ・当加算における「職員に対する周知」については、口頭のみでなく、内容が正しく伝わるよう掲示・回覧等書面で周知することが適当と考えます。
- ・当加算による賃金改善の内容を、賃金規程に規定してください。

7 避難場所への訓練について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、火災・風水害・地震等に対する非常災害対策の計画策定が規定されています(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く)。

その計画に基づき事業所は避難訓練を行わなければなりません。建物からの避難訓練だけでなく、風水害・地震等に対する備えとして、避難場所への利用者の避難訓練も実施しなければなりません。

特に、周南市ハザードマップにおいて警戒区域等に位置している事業所は、水防法や土砂災害防止法により、避難確保計画を策定し、避難場所への避難訓練を実施しなければなりません。

よって、非常災害対策計画及び避難確保計画に基づき、無理のない範囲での実施に努めてください。

- ・周南市ハザードマップ(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/9/4178.html>)参照